

発達障害を対象とした通級指導教室の

スタートブック



静岡県総合教育センター



学校教育法等の一部改正が施行された平成19年は、「特別支援教育元年」と呼ばれています。文部科学省は、この改正学校教育法の施行にあわせて、各学校において行う特別支援教育について、基本的な考え方や留意事項等をまとめ、「特別支援教育の推進について」として教育委員会等を通じて各学校に通知しました。以来、早いもので10年余が経過し、静岡県においても小学校・中学校・高等学校の各学校における校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名はほぼ100%となり、特別支援教育の理念は着実に根付いてきたと考えられます。しかし、個別の指導計画の作成や関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用については、校種によって大きな開きがあり、特別支援教育の一層の推進に向けた取組が必要となっています。

平成24年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」により、小学校・中学校の通常学級には約6.5%の割合で知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示す児童生徒が在籍しているとの報告がありました。そのほとんどが高等学校に進学しているものと推察されます。

平成29年3月及び平成30年3月に告示された新学習指導要領では、「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」が求められ、解説各教科編においてもこれまでと異なり、「学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図及び手立て」が例示されました。また、平成30年4月には、高等学校においても通級による指導を可能とした、学校教育法施行規則の一部改正が施行されました。

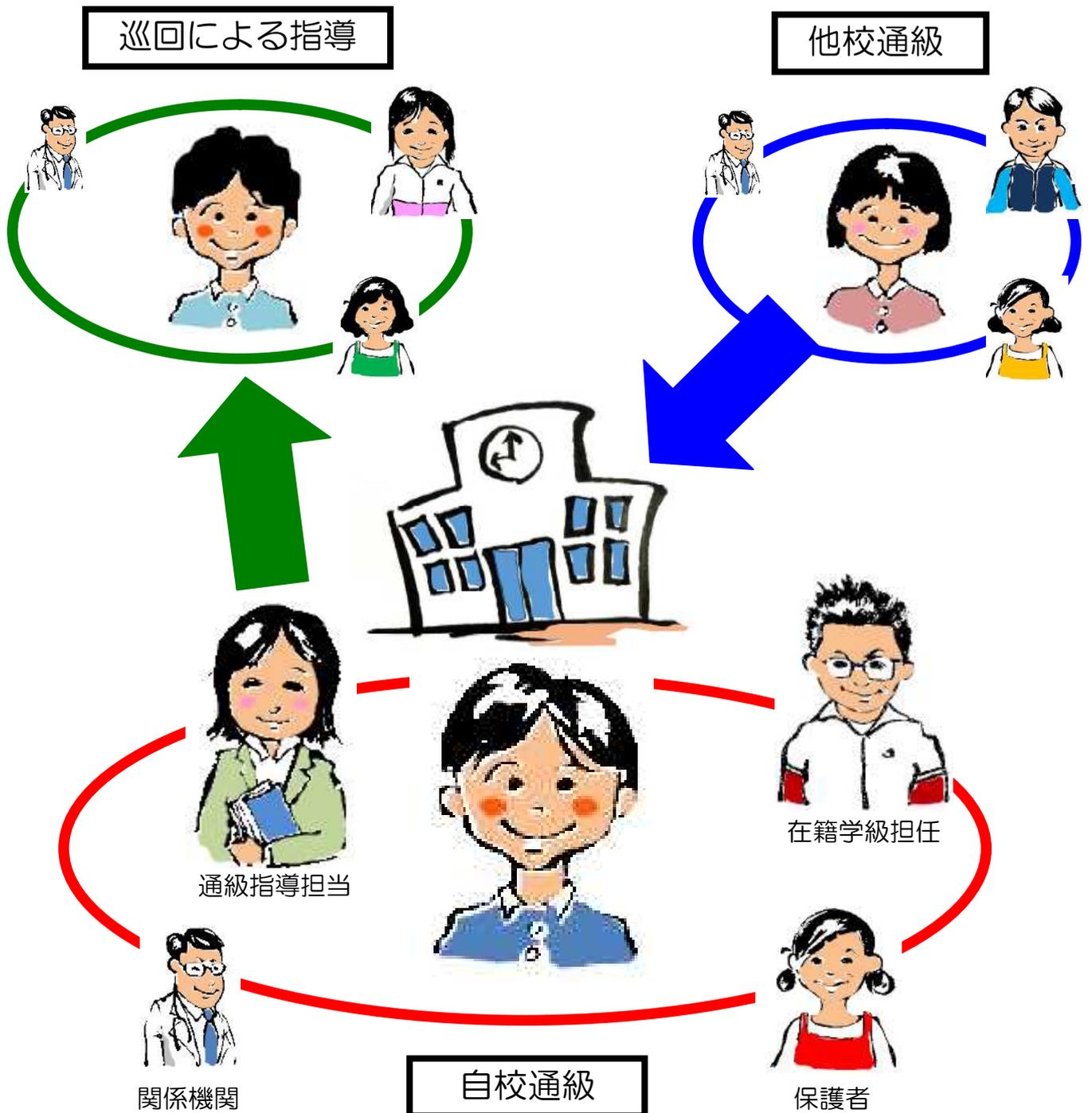
このように、特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級だけで行われるものではなく、インクルーシブ教育システムの構築・実現に向けて、全ての学校の全ての学級において、日常的に行われる必要のある教育となっています。

今回、総合教育センターでは、平成29・30年度の2か年にわたる研究の成果として、本冊子「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック」を作成し、各学校に配布することとしました。通級による指導を受けている発達障害のある児童生徒は増加の一途を辿っています。本冊子は、発達障害を対象とした通級指導教室担当者の皆さんの専門性の確保や指導力の向上はもとより、これから通級による指導の導入が進む高等学校においても役立つ内容となっています。特別支援教育が、全ての学校において、特別ではない当たり前の教育となっていく一助に、本冊子が少しでも役立つことを願っています。

平成31年3月

静岡県総合教育センター
所長 塩崎克幸

通級指導教室のイメージマップ



【スタートブックの使い方】

このスタートブックは、発達障害を対象とした通級指導担当に初めてなられた方に向けて作成したものです。発達障害通級指導教室運営に関して、特に重要だと考えられる以下の五つの項目を選定しました。

- ① 通級による指導の理解と教育課程の編成
- ② 実態把握
- ③ 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用
- ④ 障害の状態に応じた指導
- ⑤ 自立活動の内容と指導



必要な時期に必要な部分から見ていただけるように、六つの章に分けて項立てしました。自分がその時々に関心することから資料を見ていくとよいでしょう。

第1章は「通級指導担当の主な業務」です。1年間の流れや教室環境、在籍校との情報交換に関する内容など、**年度始めの1～2週間の間**に読んでほしい内容です。

第2章は「通級による指導に当たって」です。的確な実態把握や個別の指導計画の作成、在籍校や家庭との連携など、**児童生徒と出会ってから、時間を掛けて取り組む**内容です。

第3章は「障害の状態に応じた指導」です。通級指導教室に通う児童生徒の実態は様々です。実態ごとに目標、指導内容を具体的に示しています。

第4章は「自立活動」です。自立活動の内容や具体的な指導内容の設定の流れを載せました。第3章と第4章は、**時間があるときにじっくり**読んでください。

その他、第5章 巻末資料、第6章 専門用語集も参考にしてください。

本スタートブックは、通級指導担当だけでなく、発達障害を対象とした通級指導教室に通う児童生徒の在籍学級担任にも、手にとってもらいたいと願っています。特に、第2章「通級による指導に当たって」、第3章「障害の状態に応じた指導の実際」は在籍学級での指導にも役立つものと考えています。

目次

通級指導教室のイメージマップ	2
スタートブックの使い方	3
目次	4
スタートブックに寄せた願い（通級指導担当へ）	6
スタートブックに寄せた願い（在籍学級担任へ）	7
第1章 通級指導担当の主な業務	8
1 通級による指導って？	9
2 1年間の主な業務にはどんなことがあるの？	10
3 教室環境って、どうすればいいの？	12
4 年間行事予定や週指導計画は、どうやって立てるの？	14
5 在籍学級との情報交換はどのようにするの？	16
第2章 通級による指導に当たって	18
1 通級指導教室での個別の指導計画を立てよう	19
2 実態把握をしよう	22
3 指導目標を設定しよう	26
4 具体的な指導内容を設定しよう	27
5 学習指導を評価しよう	29
6 在籍学級や家庭と評価を共有しよう	32
第3章 障害の状態に応じた指導	39
1 読み書きに困難さを示す児童への指導	40
2 書くことに困難さを示す児童への指導	42
3 不安が強く学習意欲をもてない児童への指導	44
4 集中力の持続に困難さを示す児童への指導	46
5 気持ちのコントロールと書くことに困難さを示す児童への指導	48
6 集団参加やコミュニケーションに困難さを示す児童への指導	50
7 見通しをもつことに困難さを示す生徒への指導	52
8 自分の思いや考えをまとめるのに困難さを示す生徒への指導	54
9 双方向のコミュニケーションに困難さを示す生徒への指導	56
10 自分の話し方に自信をもてない生徒への指導	58
11 高等学校における通級による指導の実際	60

第4章 自立活動	62
1 自立活動って？	63
2 自立活動の内容	65
3 自立活動の指導	67
4 自立活動の内容と発達障害	69
5 自立活動の指導に当たって	72
第5章 巻末資料	75
1 書式例	
(1) 通級指導教室運営に関する説明資料	76
(2) 通級便り	80
(3) 通級による指導の指導時間の希望	82
(4) 通級による指導の指導時間について	84
(5) 在籍校訪問記録用紙	85
2 自立活動学習指導案	86
第6章 専門用語集	88
あとがき	96
引用・参考文献等	
研究組織	



スタートブックに寄せた願い

通級指導担当へ

初めて発達障害*を対象とした通級指導教室の担当となった先生方の中には、「通級指導教室では、どんな指導をするの?」、「何を準備すればいいの?」など、不安を感じたり困ったりしている方がいるかもしれません。

スタートブックは、そのような先生方の参考になるよう、作った冊子です。作成に当たっては、「こんな内容が載っていたら、参考になる!」、「1年目は、こんなことに困っているのでは?」など、既実践している県内の先生方から、たくさんのヒントをいただきました。

また内容と構成は、主に新任通級指導担当が年度当初、必要な情報から参考にしやすいよう掲載してあります。そして、校種を越えた情報交換にも配慮し、小学校、中学校、高等学校の取組についても紹介しています。

県内では、小学校の通級指導教室が増え続けています。今後、中学校や高等学校においても小学校での指導を継続したり、二次的な課題が生じたりする生徒にどう対応するかが求められるでしょう。

新任通級指導担当の方々には、ぜひ、スタートブックを活用していただき、通級による指導について理解し、見通しをもって児童生徒の指導や教室運営に当たってほしいと願っています。

* 「発達障害」

ここでは、発達障害を学習障害(LD)及び注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症としています。

在籍学級担任へ

児童生徒は、文字を書くことに時間が掛かる、集中することが難しい、友達とうまくコミュニケーションが取れないなどの状況にあるとき、自分の努力不足が原因だと思い込んでいる場合があります。このような児童生徒の困り感にいち早く気付くことができるのが、在籍学級*担任です。

在籍学級での児童生徒の様子や先生が気付いたこと、学級内で行っている支援について、通級指導担当に伝えてください。どんなに小さなことでも構いません。在籍学級担任からの情報は、通級指導担当が指導を考える上でとても役に立ちます。

また、児童生徒が、通級指導教室で学んだことを生かそうとしても、自分一人の力ではうまくできない場合があるかもしれません。そのようなとき、児童生徒がまず、そばで支えてほしいと思う存在が在籍学級担任です。

ですから、通級指導教室で学んできた後は、児童生徒や通級指導担当、場合によっては保護者に、今回の指導で何を学んできたのか、どのような様子だったのかについて尋ねてください。そして、児童生徒が学んだことを生かそうとしている姿を見付け、支えてください。

さらに、そのときの様子を、通級指導担当に伝えてください。通級指導担当が、次の指導を考える手掛かりとなります。このように、通級による指導を充実させるためには、在籍学級担任の協力が大きな力となります。

児童生徒が自分らしく生活できるように、通級指導担当と連携し、指導に当たってほしいと願っています。

* 「在籍学級」

ここでは、通級指導教室に通っている児童生徒が在籍している学級のことを言います。

